

社会保障・税・災害対策の行政手続きで マイナンバーの利用が始まりました



1月から、マイナンバーの利用が始まっています。今回は、どのような行政手続きでマイナンバーが必要になるかについてお知らせします。

なお、留守などにより、マイナンバー通知カード（郵送）をまだ受け取っていないかたは、市民課戸籍係でお預かりしていますので問い合わせてください。

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

こんな場面で、マイナンバーを使います。



●学生

- ・アルバイトの勤務先に
- ・奨学金の申請時に
- ・勤労学生の控除手続きに



●高齢者・障がい者など

- ・年金給付の手続きに
- ・福祉や介護の手続きに
- ・災害時の支援利用時に



●主婦・保護者

- ・パート・アルバイトの勤務先に
- ・出産育児一時金や育休の申請時に
- ・児童手当の申請時に



●外国人

- ・中長期在留者や特別在留者などの外国人も税や社会保障などの手続きでマイナンバーを使います



●従業員

- ・扶養控除等（異動）申告書など会社に提出する税務関係書類に
- ・健康保険や雇用保険、年金などの手続きに

マイナンバーを使う手続きでは、窓口での本人確認が必要となりますので、

①通知カードと②運転免許証などの身元確認書類を窓口を持参してください。

マイナンバーを取り扱う市の主な業務と窓口

通知カード・個人番号カードに関する手続き	市民課戸籍係	☎ 25 1 1 2 7
市税などに関する手続き	税務課市民税係	☎ 25 1 1 3 4
	税務課固定資産税係	☎ 25 1 1 3 3
国民健康保険に関する手続き	市民課保険年金係	☎ 25 1 1 4 8
後期高齢者医療保険に関する手続き		
介護保険に関する手続き	健康福祉課介護保険係	☎ 25 1 1 8 6
保育所に関する手続き	健康福祉課子育て支援室	☎ 25 1 1 8 4
児童手当に関する手続き		
障害福祉サービス・障害者手帳などに関する手続き	健康福祉課高齢・障害係	☎ 25 1 1 8 3
生活保護に関する手続き	健康福祉課生活支援係	☎ 25 1 1 8 1
母子健康手帳の交付などに関する手続き	健康福祉課健康係	☎ 25 1 1 4 6
就学援助に関する手続き	学校教育課学務係	☎ 25 1 2 6 4
市営住宅に関する手続き	建設課管理係	☎ 25 1 1 7 1